

公益社団法人子ども情報研究センター・公開講座

「自治体で子どもの権利をどう守っていくか～ウェールズやスコットランドの『子どもの権利（人権）アプローチ』に学ぶ」

2023年4月1日、こども基本法が施行されました。こども基本法は、子どもの権利が保障されることを目的とし、子どもの権利条約の4つの一般原則（生存発達の権利、子どもの最善の利益、子どもの意見の尊重、差別の禁止）に相当する規定がおかれています。また、こども基本法には、子ども施策への子どもの意見の反映等が明記され、さらに、子ども施策を総合的・包括的に行うためのこども家庭庁が設置されました。

こども基本法施行の意義は①「子どもの参加」と「子どもの最善の利益の原則」が、日本の子ども施策の基本理念（ナショナル・スタンダード）に位置づけられたこと②子どもを「権利の主体」としてとらえ、福祉・医療や教育を包括する総合的な子ども施策をめざそうとしていること③自治体における子ども施策を子ども参加によって進めようと期待していることの3点です。こども基本法では、国連子どもの権利条約の理念を各自治体の施策に反映させることを求めています。

今回の公開講座では、平野裕二さんをお招きし、国レベルはもとより自治体レベルで子どもの権利を基盤とするアプローチの推進を図っていくためにどのような視点が求められるか、ヨーロッパとくにイギリスのウェールズやスコットランドの『子どもの権利（人権）アプローチ』についてお話いただきます。子ども参加による子ども施策がどのように取り組まれているか、子どもコミッショナー制度、そして最近「子どもの権利影響評価」を法制化したことについても報告していただきます。「子どもにやさしいまち（Child Friendly Cities）」の基本的な考え方やアイルランドの子ども参加の取り組みについても触れていただきます。

各国の取り組みが、地方自治と子ども施策にどのような影響をあたえているのか、私たちはヨーロッパの取り組みからどのようなことを学ぶのかについて、対話する機会にしたいと思います。

【講師】 平野裕二さん

子どもの人権連 代表委員
子どもの権利条約ネットワーク 運営委員
子どもの権利条約総合研究所 運営委員
機関誌『はらっぱ』情報BOX～子ども・若者をめぐる動き【国際編】



【日時】 2月1日（土）14:00～17:00

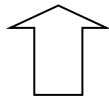
【場所】 HRCビル4階研修室

【参加費】 ＊当日現金でお支払いください
一般 1000円
子ども情報研究センター会員 700円

【申込】 右記 Google フォーム
または裏面用紙でお申込みください

【問合せ】 06-4708-7087 kenshu@kojoken.jp





FAX 送信方向

子ども情報研究センター・公開講座 2025. 2. 1

ふりがな			
お名前			
ご所属			
TEL		FAX	
Mail			
備考	連絡や配慮事項などがございましたら、本欄にお書き添えください。折り返し連絡させていただきます。		

HRC ビル 大阪市港区波除 4-1-37

- ・ JR環状線「弁天町」駅北口より 600m(徒歩 8分)
(エレベーターご利用の場合は「弁天町」駅南口から)
 - ・ 地下鉄中央線「弁天町」駅 4番出口より 700m(徒歩 10分)
 - ・ 休日は、ビル入り口の自動扉が開きません。案内掲示にしたがい、通用口あるいはスロープからお入りください。
 - ・ 車いす用トイレは9Fにあります。多目的トイレ(簡易ベッド付き)は、当ビルにはございません。
- 何かご不明な点がございましたら、遠慮なくおたずねください。



FAX 06-4394-8501